

# 高知市道路掘削復旧要領

高知市都市建設部道路管理課

## 1 趣旨

この要領は、高知市道路占用規則（昭和 37 年 4 月 1 日規則第 14 号）第 17 条及び第 18 条の規定に基づき、道路の占用及び道路掘削を行う工事の復旧について必要な事項を定めるものとする。

## 2 道路復旧の原則

占用工事のため道路を掘削した場合の復旧工事は、道路の機能を掘削前と同等にすることを原則とする。

## 3 掘削の制限

(1) 年末年始（12 月 28 日（28 日が土・日曜日の場合は直前の金曜日）から 1 月 3 日（3 日が金・土曜日の場合は直後の日曜日）まで）は、掘削工事（舗装工事を含む。）を禁止する。

(2) 舗装工事完了後、以下に規定する期間は原則として掘削を許可しない。

- ① コンクリート舗装道路 5 年
- ② アスファルト舗装道路 3 年
- ③ 簡易舗装道路 1 年

(3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、次の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ道路管理者と事前に協議したものについては、掘削工事を認めることができる。ただし、(2) に該当する道路の本復旧は、全幅復旧を基本とする。

- ① 災害予防又は事故復旧工事（漏水，ガス漏れ，電力供給，路面沈下）等危険防止のためのもの
- ② 公共的又は公益事業のためにやむを得ないもの
- ③ ガス又は水道の各戸供給管引込工事及び電力供給工事等，市民の日常生活に直接影響があると認められるもの
- ④ その他緊急を要すると認めたもの

## 4 掘削及び埋戻し

(1) 舗装面の掘削に当たっては、事前に舗装カッター等を用いて粗雑にならないように舗装を切断しなければならない。

(2) 掘削後の埋戻しは、当日中に完了しなければならない。ただし、やむを得ない場合で、掘削箇所の安全措置が十分に講じられ、道路管理者が認めた場合にはこの限りでない。

(3) 路床（路盤下1 mまでの範囲）については、再生碎石、切込碎石、又は良質土（「建設発生土利用基準」土質区分基準による第1種及び第2種の発生土で、土質改良を行わなくてもそのまま埋め戻しに使用可能なもの）をもって埋め戻し、それを超える深さの部分については、良質土又は改良土（土質改良材の選定と添加量は、現場に応じた品質を満足するよう室内試験を実施して決定すること。）で埋め戻すことができる。

なお、良質土又は改良土については、環境に有害な影響を与える物質を含まないものとし、道路管理者の承認を得て使用すること。

(4) 埋め戻し材料の締固めについては、次の方法によらなければならない。

- ① 路床は20 cm、路盤は15 cmを超えない層毎に振動ローラーやランマー等を使用して十分締固めること。また、新旧打継ぎ目や構造物側面等では転圧不足になりがちなことから、特に入念に締固めを行うこと。
- ② 埋設物の周辺及び上端10 cmまでは、砂の水締めで埋戻す等適切な措置をとること。
- ③ 掘削の際に土留矢板等を使用する場合は、路床工完成前に引き抜きを行い、再度十分に転圧を行うこと。
- ④ 掘削箇所が暗渠、橋台、側壁、側溝等の道路構造物の下、及び石垣の裏側等にある場合には、当該箇所に砂やコンクリート等を十分に充填した後に埋戻しを行うこと。

## 5 仮復旧

- (1) 仮復旧は、埋戻し完了後、即日施工すること。
- (2) 仮復旧を行う場合の表面舗装厚は3 cm以上とし、加熱アスファルトの使用を原則とする。ただし、車両が通行しない路端や特に車両交通量の少ない道路、又は歩道においては、舗装厚を減ずることや常温合材により仮復旧することができる。
- (3) 仮復旧工事の完了後から本復旧工事の完了までの期間において、占有者は定期的に現場を巡回し、路面の沈下その他不良箇所が生じた場合は、ただちに材料補充等適切な措置を施し、通過交通に支障をきたさないようにすること。

## 6 本復旧

- (1) 本復旧は、仮復旧完了後、概ね2週間以上一般交通に解放した後、速やかに行うこと。ただし、工事規模及び工程管理上やむを得ない理由がある場合には、道路管理者と事前に協議をすること。
- (2) 本復旧は、車道については、路盤（粒調碎石）20cm、表層5 cm（舗装幅員4.0m未満の車道については、路盤（粒調碎石）10cm、表層4 cm）を最小断面とし、また、歩道については、路盤（粒調碎石）10cm、表層4 cm（車両乗入れ箇所については、道路管理者と事前に協議）を最小断面とし、原則として現況舗装構成によるものとする。

占有者は、道路を掘削したとき（仮復旧施工時）に、現状の舗装路盤構成を記録し、同等以上の舗装路盤構成で復旧すること。

なお、道路占用許可申請時に現況舗装構成が不明である場合には、市道占用工事舗装復旧断面参考図（別図4～5）に示す断面図を用いて申請することができる。

また、道路の縦断勾配が9%を超える場所又は凍結の恐れのある場所には滑り止め舗装を行うこととし、道路管理者と事前に協議すること。

- (3) 本復旧範囲については、市道占用工事舗装復旧標準図（別図1～2）により施工すること。ただし、前記に示す範囲外においても、占用工事に起因して舗装に影響があると道路管理者が認めた場合は、道路管理者の指示する範囲とする。
- (4) 縦断掘削の復旧範囲は、以下のとおりとする。
  - ① 舗装幅員 4.0m 未満の道路で、影響幅が道路中心を超えない場合は半幅復旧とし、道路中心を超える場合は全幅復旧すること。
  - ② 舗装幅員 4.0m 以上の道路で、影響幅から絶縁線（側溝，車道中央線，車線境界線，既設舗装打継ぎ目等をいう）までの距離が 1.2m 未満の場合は絶縁線まで復旧すること。なお、幹線道路等において影響幅が絶縁線（車道中央線，車線境界線）を超える場合は別途協議すること。
- (5) 横断掘削の復旧範囲は以下のとおりとする。
  - ① 各戸への供給管引込工事等を複数行う場合で、影響幅を除いた距離が 3.0m 未満の場合は、その区間も含めて復旧すること。
  - ② 供給管引込工事等を単独で行う場合は、復旧幅を 2.0m 以上確保すること。
  - ③ 斜め占用した場合には、道路縦断方向に垂直に復旧すること。
- (6) 歩道内の縦断及び横断占用工事の本復旧範囲については、市道占用工事舗装復旧標準図（別図3）により施工すること。
- (7) 小規模な占用工事の舗装復旧範囲については、道路管理者と事前に協議すること。
- (8) コンクリート舗装，平板ブロック，インターロッキングブロック等が設置されている場合の復旧方法は、道路管理者と事前に協議すること。
- (9) 占有者は、復旧工事が完了したときは、道路管理者に道路占用工事完了届と写真（施工前，土被り，現況の舗装及び路盤構成確認，保護砂完了，各層ごと埋戻し完了，路盤完了，仮舗装完了，本舗装施工前，乳剤散布完了，舗装厚，本舗装完了）を提出し、道路管理者の確認を受けなければならない。ただし、小規模な工事については、写真確認をもって現地確認を省略できるものとする。
- (10) 占有者は、本復旧工事完了の確認において手直しの指示を受けたときは、速やかに手直しを行わなければならない。

## 7 本工事完了後の措置

- (1) 本復旧工事完了の確認後、2年以内に占用工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、占有者の負担において補修すること。また、この期間経過後であっても明らかに占用工事の施工に瑕疵があった場合は、占有者の負担において補修すること。

(2) 占有者が(1)の義務を怠ったときは、道路管理者の定める単価を基準として補修に必要な金額を占有者から徴収して道路管理者が補修を行うことができる。

## 8 疑義

この要領に掲げた以外の事項について疑義が生じた場合は、道路管理者と占有者が協議するものとする。

### 附則

この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

### 附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。